
【新型コロナウイルス】
美容室経営に関する助成金・融資等

(2020年4月10日現在)

※各市区町村独自の支援策については、市区町村HPをご覧ください。

融資

セーフティネット保証4号
(信用保証)

売上高が前年同月比▲20%以上減少

セーフティネット保証5号
(信用保証)

売上高が前年同月比▲5%以上減少

危機関連保証
(信用保証)

売上高が前年同月比▲15%以上減少する
中小企業、小規模事業者
※セーフティネット保証とは別枠

新型コロナウイルス
感染症特別貸付

最近1カ月の売上高が前年または
前々年の同期と比較して▲5%以上減少

セーフティネット貸付

数値要件に関わらず、業績悪化が見込まれる
事業者

融資補助

特別利子補給制度

融資に対する利子を補給
「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、
「危機対応融資」等と併用することで、
実質無利子無担保で借入可能

保証料・利子減免

信用保証に対する保証料・利子の免除
「セーフティネット保証4・5号」、
「危機関連保証」等と併用することが可能

給付金補助金等

持続化給付金

売上高が前年同月比で
▲50%以上減少している企業、事業者

雇用調整補助金

労働者に対して一時的に休業を行った場合、
休業手当、賃金の一部を助成

小学校等の臨時休業に伴う 保護者の休暇取得制度

※休暇を取得させた事業者向け
臨時休業した小学校等に、通う子供の
保護者に休暇を取得させた場合

小学校等の臨時休業に 対応する保護者支援

※委託を受けて個人で仕事をする方向け
小学校等の臨時休業に伴い、
子供の世話を行うために契約した仕事が
できなくなっている場合

支払い納付猶予

厚生年金保険料の納付

納付することにより、事業の継続等を困難にする恐れがある場合など

税務申告・納付

期間の延長

国税の納付

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時納付することが困難な場合

地方税の納付

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時納付することが困難な場合

セーフティネット保証4号

➡ 経営の安定に支障が生じている中小企業を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証を対象とする資金繰り支援制度

1. 要件	幅広い業種で影響が生じている地域について、売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合
2. 貸付期間	審査によって異なる
3. 融資額	借入債務の100%(最大2.8億円)
4. 利息	審査によって異なる
5. 相談窓口、手続き	<p>【経済産業省-お近くの信用保証協会一覧】https://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html</p> <p>①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会に相談 ②対象となる中小企業者の方は本店等(個人事業者の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資を申し込む</p>

セーフティネット保証5号

➡ 経営の安定に支障が生じている中小企業を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証を対象とする資金繰り支援制度

1. 要件	特に重大な影響が生じている業種について、売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合
2. 貸付期間	審査によって異なる
3. 融資額	借入債務の80%(最大2.8億円)
4. 利息	審査によって異なる
5. 相談窓口、手続き	<p>【経済産業省-お近くの信用保証協会一覧】https://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html</p> <p>①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会に相談 ②対象となる中小企業者の方は本店等(個人事業者の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資を申し込む</p>

危機関連保証

- ➡ 資金繰りが逼迫している全国・全業種(※)の事業者を対象に更なる資金繰り支援とした更なる別枠
※一部対象外の業種あり(詳細は最寄りの信用保証協会へ)

1. 要件	中小企業、小規模事業者を対象に 売上高が前年同月比▲15%以上減少等の場合
2. 貸付期間	審査によって異なる
3. 融資額	借入債務の100%(最大2.8億円)
4. 利息	審査によって異なる
5. 相談窓口、 手続き	【経済産業省-お近くの信用保証協会一覧】 https://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会に相談 ②対象となる中小企業者の方は本店等(個人事業者の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資を申し込む

セーフティネット貸付

- ➡ 一時的に業績悪化を来しているが、中期的には回復し、かつ発展が見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する制度

1. 要件	数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者
2. 貸付期間	設備：15年以内 運転：8年以内
3. 融資額	中小事業：7.2億円 国民事業：4,800万円
4. 利息	中小事業：1.11% 国民事業：1.36% ※据置期間は3年以内
5. 相談窓口、手続き	【平日】日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505 【土日】日本政策金融公庫 国民事業：0120-112476 中小事業：0120-327790

持続化給付金

- ➡ 感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金(令和2年度補正予算の成立が前提)

1. 要件	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者
2. 対象業種	
3. 対象期間	
4. 助成内容	<p>【給付額】 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12カ月)</p> <p>※上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給</p>
5. 相談窓口、手続き	中小企業庁 金融・給付金相談窓口：03-3501-1544 ※平日・休日 9:00~17:00

【新型コロナウイルス】給付金・助成金等

雇用調整助成金

- ➡ 新型コロナウイルスの影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

1. 要件	<p>①新型コロナウイルスの影響で、直近1ヵ月の売上高・生産高等が5%減少（前年同期比）したこと（下記の緊急対応期間中の場合。緊急対応期間以外の期間は10%減少）</p> <p>②従業員を休業させ、「休業手当」を支払ったこと （休業手当とは、事業主の都合で従業員を休業させる場合に「平均賃金の60%以上」を補償する制度）</p>
2. 対象業種	全業種（美容室も対象）
3. 対象期間	原則：2020年1月24日～7月23日 緊急対応期間：2020年4月1日～6月30日
4. 助成内容	<p>中小企業の場合の助成内容（大企業は省略） （美容室の場合、資本金が5千万円以下または従業員数100人以下であれば中小企業に該当）</p> <p>①助成率（上限日額8,330円） 原則：休業手当相当額の3分の2 緊急対応期間：休業手当相当額の5分の4（解雇等を行わない場合は10分の9）</p> <p>②支給限度日数 原則：100日（従業員1人あたり）</p>
5. 相談窓口、手続き	<p>【最寄りの都道府県労働局】 https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/koyojyoseimadoguchi.pdf</p> <p>【雇用調整助成金についての詳細】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html</p>

【新型コロナウイルス】給付金・助成金等

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得制度

- ➡ 新型コロナウイルスの影響により、臨時休業等をした小学校等に通う子どもを保育する従業員に対して、事業主が特別休暇を与えた場合に、その賃金を助成するもの

1. 要件	<p>①臨時休業等をした小学校等に通う子どもを保育する従業員に対して、事業主が「特別休暇」を与えたこと</p> <p>②①の特別休暇を、有給休暇（労働基準法）とは別の休暇として与えたこと</p>
2. 対象業種	全業種（美容室も対象）
3. 対象期間	2020年2月27日～6月30日
4. 助成内容	<p>①助成率（上限日額8,330円） 賃金相当額の10分の10</p> <p>②支給限度日数 なし</p>
5. 相談窓口、手続き	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整補助金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター ：0120-60-3999</p> <p>詳細は「臨時休業 休業支援」で検索</p>

【新型コロナウイルス】給付金・助成金等

小学校等の臨時休業に対応する保護者支援

- ➡ 小学校等の臨時休業に伴い、子供の世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子供たちの健康、安全を確保するための対策を講じるもの

1. 要件	<p>①または②の子供の世話をを行うことが必要になった保護者であって、一定の要件を満たす方</p> <p>①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業した小学校等に通う子供</p> <p>②新型コロナウイルス感染症に感染した等の子供であって、小学校等を休むことが必要な子供</p> <p>一定の要件</p> <ul style="list-style-type: none">・個人で就業する予定であった場合・業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの場合
2. 対象業種	全業種（美容室も対象）
3. 対象期間	2020年2月27日～6月30日
4. 助成内容	就業できなかった日について、 1日当たり4,100円(定額)
5. 相談窓口、手続き	学校等休業助成金・支援金、雇用調整補助金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター ：0120-60-3999 詳細は「臨時休業 個人委託」で検索